

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保険年金課
委 託 業 務 名	過誤返戻事務業務
委 託 業 務 場 所	大津市中央四丁目5番9号 滋賀県国民健康保険団体連合会
概 要	保険者が行なう国保診療報酬明細書等（医科、歯科、調剤、訪問看護、柔道整復、はり師きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術にかかる療養費）の資格適用期間外請求に対する医療機関への過誤返戻事務を滋賀県国民健康保険団体連合会へ県内全市町の共同事業として委託する。
契 約 期 間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	レセプト1件あたり 3円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市中央四丁目5番9号 〔名 称〕 滋賀県国民健康保険団体連合会
契約相手方の選 定 理 由	国保診療報酬明細書等の過誤返戻事務については、事務の効率化を目的として、第1期滋賀県国民健康保険運営方針において県内全市町の共同事業として滋賀県国民健康保険団体連合会への委託化に取り組むものとされ、平成30年度より共同化に取り組んでいることから、同連合会を契約相手方として選定するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。